

専決処分について（令和 2 年度日立市一般会計補正予算  
（第 1 3 号））

令和 2 年度日立市一般会計補正予算（第 1 3 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 0 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 12 月 24 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 2 年度 日立市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 2 年度 日立市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,002 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97,575,917 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
22. 市債	
	1. 市債
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
6,858,823	12,702	6,871,525
6,858,823	12,702	6,871,525
8,067,800	26,300	8,094,100
8,067,800	26,300	8,094,100
97,536,915	39,002	97,575,917

歳出

(単位 千円)

款	項
10. 教育費	
	3. 中学校費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
9,818,514	39,002	9,857,516
2,173,900	39,002	2,212,902
97,536,915	39,002	97,575,917

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名
10. 教育費	3. 中学校費	十王中学校屋内運動場改築事業

(単位 千円)

補正前			補正後		
総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1,038,203	令和2年度	708,969	1,077,205	令和2年度	747,971
	令和3年度	311,559		令和3年度	311,559
	令和4年度	17,675		令和4年度	17,675

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的
十王中学校屋内運動場改築事業費

補正前限度額	補正後限度額
426,500	452,800

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 歳入

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	2,324,681	12,702	2,337,383
計	6,858,823	12,702	6,871,525

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	12,702	財政調整基金繰入金

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

8. 教育債	1,439,500	26,300	1,465,800
計	8,067,800	26,300	8,094,100

4. 中学校建設債	26,300	十王中学校屋内運動場改築事業債

歳 出

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 中学校建設費	1,308,286	39,002	1,347,288		26,300		12,702
計	2,173,900	39,002	2,212,902		26,300		12,702

節(細節)		説 明
区 分	金 額	
14. 工事請負費	39,002	<b>十王中学校屋内運動場改築事業費</b> <b>39,002</b> 14 工事請負費 39,002 屋内運動場改築工事 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 <令2～4年度継続>